

児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく
児童買春・児童ポルノ事犯における
被害児童の保護施策の実施状況

1 被害児童に対する保護活動

番号	取組の概要	関係府省庁	取組の詳細
1	街頭補導の推進	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、ボランティア等と連携を図りながら、街頭において少年に対して積極的な声掛けを行い、被害児童等を発見した場合には児童の特性に配慮しながら、児童やその保護者に必要な助言を行うことにより、こうした児童に係る性的搾取等の被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努めた。 【警察庁】
2	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・違法・有害情報相談センターを設置し、インターネット上の違法・有害情報に関して、個人やプロバイダ等から個々の事案への対応について相談を受理。 ・違法・有害情報相談センターが受けた相談のうち、一定のもの（青少年に係る明らかな権利侵害を内容とするもの等）について、協力事業者に対し、事案の情報提供を実施。 【総務省】
3	児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報等を通じて児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、把握した違法情報等については、警察又はインターネット・ホットラインセンターからサイト管理者等に対し削除依頼を実施。 【警察庁】
4	児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署少年担当係において、児童やその保護者等からの相談を受理し、必要な助言を実施した。警察庁においては、都道府県警察の電話相談窓口である「ヤングテレホンコーナー」や電子メール等による相談窓口について、警察庁ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体を活用し周知するとともに、被害者等のニーズや相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を構築し警察庁ウェブサイトに掲載。 ・平成28年から令和元年までの少年相談の受理件数は286,527件。 ※少年相談とは、犯罪被害（性被害を含む）のほか、非行問題や家庭問題等、少年の健全育成に係る相談をいう。 【警察庁】

4	児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の法務局・地方法務局等において子供の性被害（性的搾取等）を含むあらゆる人権問題に関する相談に対応。また、フリーダイヤルの電話相談窓口「子どもの人権110番」及びインターネット人権相談受付窓口「子どもの人権SOS-eメール」の運用、「子どもの人権SOS ミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学校の児童・生徒への配布等の取組を実施。 ・令和2年8月28日から9月3日までの1週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」と定め、期間中、平日の相談受付時間の延長や土曜日・日曜日の相談窓口の開設により相談体制を拡充した。また、これらの相談窓口について、法務省のウェブサイトに掲載したほか、ポスターを掲示したり、啓発冊子やリーフレットに記載して一般に配布したりするなどして、周知。 ・令和元年度には、名古屋法務局において若年層の利用が多いSNS「LINE」を活用した人権相談を開始し、令和2年度には東京法務局においても実施。 <p>【法務省】</p>
5	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談等の窓口において、子供の性被害に係る相談を受理した際に、適切な助言や情報提供に努めるとともに、必要に応じて児童相談所など他の行政機関等への引継ぎを行うなどの取組を実施。 <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるための児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮、平成30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めてきたが、令和元年12月より「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、相談については「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。「児童相談所虐待対応ダイヤル」については、利便性の向上を図るため、通話料の無料化を実施。 <p>【厚生労働省】</p>
6	子供の人権問題への適切な対応	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談等を通じて、児童虐待などの人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、警察、児童相談所等の関係機関と連携して被害児童の保護を図るなど、事案に応じた適切な措置を実施。 <p>【法務省】</p>
7	安全な社会を創るための匿名通報事業の周知	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名通報事業について、警察関連施設や関係行政機関への広報用ポスターの掲示を実施するとともに、警察庁、都道府県警察本部のウェブサイトのほか、関係行政機関のウェブサイトにリンクバーナーの掲示を実施。 <p>【警察庁】</p>

8	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所及び市町村において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対する相談・支援を実施。また、平成30年7月、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、平成30年12月、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定し、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど、児童相談所と市町村の体制と専門性を強化。さらに、関係閣僚会議において、平成31年2月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を、平成31年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」をそれぞれ決定するとともに、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律案を国会へ提出し、同法案が同年6月に可決・成立、一部規定を除き、令和2年4月に施行。 ・児童虐待防止推進月間（11月）において、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）について、匿名での通報が可能である旨等を記載したポスター等（令和2年度は、ポスターB2版約12万枚、ポスターA3版約30万枚、リーフレット約200万枚）の広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。 <p>【厚生労働省】</p>
9	性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の向上	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察において、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進。 ・性犯罪被害者が警察により相談しやすくなるよう、平成29年8月に導入した各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の24時間運用及び無料化を実施するとともに、国民へ更なる周知を図るため、広報を推進。 ・事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなどの取組を実施。 <p>【警察庁】</p>
10	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文科省	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察では、少年の特性・心理に関する専門的知識やカウンセリング技能等を有する少年補導職員等のほか、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーにおいて、精神科医師等の専門家からのアドバイスを受けるなどして、被害児童に対するカウンセリングを実施したり、学校、児童相談所等関係機関や委嘱している大学生サポーター等のボランティアと連携して環境調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施。 <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実を支援し、学校における教育相談体制の充実を図った。 <p>【文部科学省】</p>

11	児童福祉施設等における支援	厚生省	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設及び児童家庭支援センターにおいて、性的虐待、児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童等に対し、児童相談所や市町村等の関係機関と連携した相談支援を実施。 ※児童家庭支援センター設置箇所数127か所（平成30年10月現在） ・心理療法担当職員を配置し、虐待等による心的外傷を持つ児童に対して心理療法を実施。 ・従来の「里親支援事業」を「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」に見直し、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子供と里親のマッチング、子供の里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を実施。 ※里親支援事業実施自治体数69自治体（平成30年度実績） ・里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていたが18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業を実施。 ※社会的養護自立支援事業等実施自治体数55自治体（平成30年度実績） <p>【厚生労働省】</p>
12	日本司法支援センターによる支援	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等被害者法律相談援助制度によって、児童虐待の被害を受けている子どもに対し、資力を問わず、面談や電話等での法律相談を実施。また、前記制度の概要を子ども向けに分かりやすく説明したポスター、ポケットカードを作成し、一部の地方公共団体の小中学校や図書館、教育委員会に配布して広報活動を実施。 <p>【法務省】</p>
13	捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省・検察庁においては、 ①裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度 ②検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置をとることができる制度 ③証人尋問の際の付添い、遮へい、ビデオリンク方式といった制度等円滑な運用に取り組んでいる。 <p>なお、平成28年1月から令和元年12月までの間に、児童が証人となる場合を含む証人尋問の際に採られた犯罪被害者の保護のための措置のうち、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ人数は468人、証人尋問の際に遮へい措置が採られた証人の延べ人数は5,694人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ人数は1,186人（うち、構外ビデオリンク方式によるものが38人）。</p> <p>また、検察官等を対象とする研修において、犯罪被害者等の保護の制度・支援についての講義を実施。</p> <p>【法務省】</p>

《まとめ》

- ・街頭における少年への声かけ、インターネットにおける児童ポルノ画像等の違法情報把握、プロバイダ等からのインターネット上の違法・有害情報に関する相談受理、人権侵犯事件調査などを通じて、児童買春・児童ポルノ事犯の未然防止・被害児童の発見保護に努めた。
- ・警察、児童福祉施設、日本司法支援センター等における面前相談、「189（いちはやく）」、「#8103（ハートさん）」、「子どもの人権110番」などの電話相談、「子どもの人権SOSミニレター」による書面相談、「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」、「子どもの人権SOS-eメール」、LINEを活用した人権相談などのインターネット・SNS相談など、多様な形態での相談体制を整備した。
- ・警察において専門性の高い少年補導職員等を配置するほか、学校においてスクールカウンセラー等を通じた教育相談体制の充実を図るなどして、被害児童の支援活動を実施した。
- ・裁判所の決定があった場合、被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない制度等を円滑に運用するなど、捜査・公判における犯罪被害児童等の保護を推進した。

2 被害児童保護を行う者の資質の向上

番号	取組の概要	関係府省庁	取組の詳細
1	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体において性犯罪・性暴力被害者の支援を担当する行政職員と支援に携わる医療関係者、並びに支援機関（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター等）の相談員を対象とした研修を実施。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を活用し、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図り、都道府県による性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進。 【内閣府】
2	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護施設入所者が就職活動を行うために必要な入所者及び同行職員に係る旅費を支給し、就学支援を実施。 ・一時保護解除後のDV等被害女性に対して、地域で自立し定着するための支援に関するモデル事業を令和2年度から本格実施に移行し、自立支援を促進。 ・平成30年7月に設置した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、令和元年6月に婦人保護事業における運用面の改善に向けた当面の対応として「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめ、公表。また、令和元年10月には、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」をとりまとめた。今後、同検討会の中間まとめを踏まえ、婦人保護事業の見直しについての検討を加速する。 【厚生労働省】
3	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県等における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、性的虐待を含む児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対して研修を実施。 【厚生労働省】
4	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上	文科省	<ul style="list-style-type: none"> ・性的虐待を含めた児童虐待への学校の対応について、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた手引きや研修教材を作成・周知するとともに、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした会議等において、性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応のための取組を周知徹底。 ・令和元年度の健康教育に関する指導者養成研修において、健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題やその背景の把握方法、保健指導内容、児童やその保護者への基本的な対応方法等について、演習等を実施（約230人が参加）。 【文部科学省】
5	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし及び各都道府県等における「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司スーパーバイザー研修」等の各研修において、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込み、性的虐待を含む児童虐待対応に携わる児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員に対して研修を実施。《再掲2-3》 【厚生労働省】

6	日本司法支援センターによる支援体制の充実	法務省	<p>・犯罪被害者等への対応を行う職員に対しては、ロールプレイング研修や虐待を受けている子どもの初期対応に関する研修（リフカー研修）など二次的被害防止に関する研修を実施。また、被虐待児の支援を行っている関係機関の職員に対応事例等を講義いただき、その内容をDVDに収録して職員に視聴させるなど職員の対応スキルを向上させる取組を行っている。</p> <p>【法務省】</p>
7	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	警察庁	<p>・都道府県警察において児童買春・児童ポルノの製造等の子供の性被害事犯の捜査に従事する幹部警察官を対象に、捜査に必要な専門的知識及び技能の向上を図る研修を実施。平成28年から令和元年までの間、計154人の幹部警察官に対し研修を実施。</p> <p>【警察庁】</p>
8	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及	警察庁	<p>・都道府県警察における被害児童から聴取を行う担当者を対象に被害児童の心情に配慮した聴取技法の向上を図るための研修を実施。平成28年から令和元年までの間、計337人の担当者に対し研修を実施。</p> <p>【警察庁】</p>
9	被害児童の支援担当者への研修内容の充実	警察庁	<p>・都道府県警察の被害児童支援担当者を対象にカウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等、被害児童支援に係る知識の向上を図るための研修を実施。平成28年から令和元年までの間、計120人の担当者に対し研修を実施。</p> <p>【警察庁】</p>
10	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進	文科省	<p>・被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実や、スクールカウンセラーの緊急派遣を支援し、学校における教育相談体制の充実を図る。</p> <p>【文部科学省】</p>
11	被害児童に対する継続的支援のためのカウンセリング態勢の整備	警察庁	<p>・都道府県警察において、少年補導職員等が被害少年に対するカウンセリングや環境調整等の継続的な支援を行うため、精神科医師等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、助言・指導を受けながら支援を実施。また、部内カウンセラーによる支援の充実、児童相談所等関係機関との更なる連携等を図るため、少年補導職員等による公認心理師等の資格取得を推進。令和2年4月1日現在、138人を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱。</p> <p>【警察庁】</p>

12	児童相談所の体制及び専門性の強化	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待・DV対策等総合支援事業において、児童福祉法に義務付けられている児童福祉司スーパーバイザー研修等を補助の対象にするなど、都道府県等が円滑に研修を実施することができるよう、支援の充実を推進。 ・児童相談所及び市町村において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対する相談・支援を実施。また、平成30年7月、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、平成30年12月、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定し、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど、児童相談所と市町村の体制と専門性を強化。さらに、関係閣僚会議において、平成31年2月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を、平成31年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」をそれぞれ決定するとともに、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律案を国会へ提出し、同法案が同年6月に可決・成立、一部規定を除き、令和2年4月に施行。《再掲1-8》 ・児童虐待防止推進月間（11月）において、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）について、匿名での通報が可能である旨等を記載したポスター等（令和2年度は、ポスターB2版約12万枚、ポスターA3版約30万枚、リーフレット約200万枚）の広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。《再掲1-8》 <p>【厚生労働省】</p>
----	------------------	-----	---

13	<p>婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援の強化</p>	<p>厚労省</p>	<p>《平成29年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所職員や婦人相談員等への専門研修事業の実施回数を増やし、研修を充実。 ・婦人相談員手当の補助基準額の拡充。 <p>《平成30年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談員の更なる質の向上を図る観点から、一定の研修を修了した者について、勤務実態に応じた手当額となるよう、補助基準額を拡充。 ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に個別対応職員を配置できるように支援体制を充実。 ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における同伴児童対応職員の配置を拡大できるように支援体制を強化。 <p>《令和2年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談体制整備を支援する。 ・婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきたDV被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。 ・婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。 ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。 <p>【厚生労働省】</p>
----	----------------------------------	------------	--

《まとめ》

- ・児童福祉関係職員、学校関係職員、警察職員、法務省関係者、地方公共団体職員、医療関係者等の被害児童と接する機会を有する職員に対して、それぞれの立場、役割に応じたカリキュラムを設定した研修を実施した。
- ・学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、都道府県警察における精神科医師等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱するなど、専門的な知見・経験を有する者による保護活動が推進できる体制を整備した。
- ・少年補導職員等による公認心理師等の資格取得の推進、児童福祉司スーパーバイザー研修等を児童虐待・DV対策総合支援事業の補助の対象するなど、職員の専門性を高める取組を促進した。

3 被害児童保護に関する関連機関の連携協力体制の強化

番号	取組の概要	関係府省庁	取組の詳細
1	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚生労働省	<p>・少年相談等の窓口において、子供の性被害に係る相談を受理した際に、適切な助言や情報提供に努めるとともに、必要に応じて児童相談所など他の行政機関等への引継ぎを行うなどの取組を実施。《再掲1-5》 【警察庁】</p> <p>・児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるための児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮、平成30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めてきたが、令和元年12月より「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、相談については「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設。「児童相談所虐待対応ダイヤル」については、利便性の向上を図るため、通話料の無料化を実施。《再掲1-5》 【厚生労働省】</p>
2	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚生労働省	<p>・児童相談所及び市町村において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童等に対する相談・支援を実施。また、平成30年7月、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を受けて、平成30年12月、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定し、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど、児童相談所と市町村の体制と専門性を強化。さらに、関係閣僚会議において、平成31年2月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を、平成31年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」をそれぞれ決定するとともに、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律案を国会へ提出し、同法案が同年6月に可決・成立、一部規定を除き、令和2年4月に施行。《再掲1-8》</p> <p>・児童虐待防止推進月間（11月）において、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）について、匿名での通報が可能である旨等を記載したポスター等（令和2年度は、ポスターB2版約12万枚、ポスターA3版約30万枚、リーフレット約200万枚）の広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。《再掲1-8》 【厚生労働省】</p>

3	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体において性犯罪・性暴力被害者の支援を担当する行政職員と支援に携わる医療関係者、並びに支援機関（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター等）の相談員を対象とした研修を実施。 ・「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を活用し、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図り、都道府県による性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進。《再掲 2-1》 <p>【内閣府】</p>
4	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文科省	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察では、少年の特性・心理に関する専門的知識やカウンセリング技能等を有する少年補導職員等のほか、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーにおいて、精神科医師等の専門家からのアドバイスを受けるなどして、被害児童に対するカウンセリングを実施したり、学校、児童相談所等関係機関や委嘱している大学生サポーター等のボランティアと連携して環境調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施。《再掲 1-10》 <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置の充実を支援し、学校における教育相談体制の充実を図る。《再掲 1-10》 <p>【文部科学省】</p>

5	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	法務省 警察庁 厚生省	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省、警察庁及び厚生労働省においては、平成27年から、被害児童が繰り返し事情を聴かれることによる二次的被害を防止して、その負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施し、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を推進。 ・令和元年5月、最高検察庁及び厚生労働省が、同年6月に警察庁及び厚生労働省が、情報共有の推進等に関する通知等を発出。 <p>【法務省・警察庁・厚生労働省】</p>
---	---------------------------------	-------------------	--

《まとめ》

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図り、都道府県による性犯罪・性暴力被害者支援の取組を推進した。
- ・警察、学校、児童相談所等の関係機関が相互において連携を図るとともに、被害児童の心のケアを行うカウンセリング体制の充実を図るなどして被害児童に対する継続的な支援を実施した。
- ・被害児童が繰り返し事情を聴かれることによる二次的被害の防止と負担の軽減に加え、記憶の汚染の防止と信用性の高い供述の確保のため、関係機関の代表者が被害児童から聴取を行う取組を推進した。
- ・関係機関間の連携強化等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律が施行された。

4 被害児童保護に関する調査研究の推進

番号	取組の概要	関係府省庁	取組の詳細
1	心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・児童買春・児童ポルノ禁止法第16条の2の規定に基づき、社会保障審議会児童部会に「児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会」を設置。 ・平成29年度から令和元年度まで、子ども・子育て支援推進調査研究事業において、施策横断的な課題に取り組むため、「児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究」を行っており、子供への性暴力被害体験の発見に関する職員調査や子供への支援に関する研修等のモデル実施により、より効果的な被害の発見と支援のあり方について、検討・提案すること等を実施。 <p>【厚生労働省】</p>
2	児童の被害防止に向けた調査研究の実施	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、児童ポルノ事犯等の被害状況などの調査分析を実施し、SNS事業者に対して児童被害の実態に関する情報提供を行い、自主的な被害防止対策の促進を図るなど、被害防止施策を推進。 ・科学警察研究所において実施した被害に遭った児童の心理特性等に関する調査の結果を活用し、児童が事件に巻き込まれないための保護者向け啓発用DVDを作成するなど被害防止施策を推進。 <p>【警察庁】</p>
3	相談・支援の在り方の検討	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の女性の性暴力被害に係る相談対応力の向上に向け、検討会を立ち上げ、若年層と親和性の高いSNSを活用した相談を試行的に実施し、効果的な相談・支援のためのノウハウの蓄積及び普及を促進。 <p>【内閣府】</p>

《まとめ》

- ・児童自立支援施設の職員を対象とした児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究調査を実施した。
- ・被害に関する実態調査、被害に遭った児童の心理特性等に関する調査研究の結果を活用し、被害防止施策を推進した。
- ・SNSを活用した相談を試行的に実施し、効果的な相談・支援のためのノウハウの蓄積及び普及を促進した。